

## パブリックコメントの結果について

### 1 目的

「第2次江田島市障害者計画（素案）」について、市民の皆様から幅広いご意見を伺うために、江田島市パブリックコメント実施要領に基づいて、パブリックコメントを実施しました。

### 2 期間

平成28年12月12日（月）～平成29年1月12日（木）

### 3 素案の閲覧場所など

- (1) 市役所本庁社会福祉課，江田島支所，能美支所，沖美支所，三高支所での閲覧
- (2) 市のホームページに掲載

### 4 意見の提出件数

人(件)

区 分		男性	女性	団体
年 齢	30歳未満			
	30歳代			
	40歳代	1 (4)	1 (3)	
	50歳代			
	60歳代			
	70歳以上			
	不 明			
合 計		1 (4)	1 (3)	

### 5 意見に対する対応

別紙のとおり

別紙 意見への考え方など

番号	頁	意見	意見への考え方
1	-	<p>○平成24年3月に策定した江田島市障害者計画（後期）を基に、どのような施策をどれだけの事業費で実施し、どのような結果があり、どのような課題が残るのか、次にどういった施策を行うべきか検証がなされているか。</p> <p>検証されているのであれば、この検証結果は公表されたのか、また、市役所内部だけでなく関係団体等（審議会を含む）と情報共有がなされているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定め、障害のある人への支援について、総合的・一体的に進めるための計画であり、障害者に対する具体的方策については、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で定めることとなっております。</li> <li>・障害福祉サービスの事業費の目標値や進捗状況については、「江田島市第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」に基づいて検証し、検証結果は、市民全体には公表していないが、毎年度開催する江田島市地域自立支援協議会全体会で報告しております。</li> </ul>
2	1	<p>○「障害者基本法に基づく「江田島市障害者計画（後期）（以下「前期計画」と表記）を策定し、」とあるが、前期と後期どちらが正しいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1頁の指摘の箇所を「障害者基本法に基づく「江田島市障害者計画（後期）（以下「前計画」と表記）を策定し、」に修正します。</li> </ul> <p>これまで策定した江田島市障害者計画は、平成19年度～平成23年度までが「前期」、平成24年度～平成28年度までが「後期」となっております。</p>
3	11	<p>○人口・世帯数の推移</p> <p>平成28年3月末現在の人口・世帯数などが記載され、外国人市民も含まれる数値となっているが、このことを明記する必要はないのか。</p> <p>また、外国人市民は主に技能実習生と思われるが、障害を持たれている方は少ないのではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11頁の客注に「人口・世帯数は外国人を含んでいます」を追記します。</li> </ul> <p>また、当計画は江田島市民を対象に策定しますので、外国人市民を含めた人口・世帯数を掲載しております。</p>

番号	頁	意見	意見への考え方
4	29	○計画の進行管理 本計画は、7年間の長期計画であるが、PDC Aサイクルをどのような周期で行うのか。 また、「定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行う」とあるが、毎年度なのかどうか、具体的に示していただきたい。 最後に、PDC Aサイクルは、計画策定を審議したメンバーで行うという認識でよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDC Aサイクルの周期は、原則として障害福祉計画期間の3年間で行います。</li> <li>・事業の達成状況や評価についての取りまとめについては、障害福祉計画の毎年度末の進捗状況を市が取りまとめ、翌年度に市と江田島市地域自立支援協議会で検証します。</li> <li>・PDC Aサイクルの評価は、市と江田島市地域自立支援協議会で行い、その評価結果を受けて市が計画見直しを行うかを検討し、計画の見直しを行う場合、市が計画案を作成して審議会に諮ります。</li> </ul>
5	—	○療育センターに受診したいが予約困難な状況にあるので、市が予約をする事は出来ないのか。また、江田島市で療育センターを設置できないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育センターの予約は受診を希望する方が、個々の状況に応じて申し込むものであり、本市が療育センターと予約を仲介することはできません。また、江田島市が療育センターを開設することは、都道府県や政令市ではないためできません。</li> </ul>
6	44 ～ 45	○発達障害は理解されにくいので、各学校及び市教育委員会と医療機関等の連携が大切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の44頁から45頁にかけて【基本方針6】療育・保育・教育の充実を掲げ、発達障害児を含めた障害児に対する支援体制の充実に努めてまいります。</li> </ul>
7	44	○発達障害児等の親は将来の展望が持ちにくい状況があり、様々な心配事等の相談が出来る場所を増やしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、平成28年4月から江田島市障害者相談支援事業所「ばすてる」を開設し、江田島市内に在住する障害のある方やその家族の様々な相談に応じる体制を備えております。また、本計画においても、44頁において療育相談機能の強化を掲げ、相談支援体制の強化を図ってまいります。</li> </ul>